

答 申 第 240 号

令和7年5月9日

神 戸 市 長

久 元 喜 造 様

神戸市情報公開審査会

会長 中原 茂樹

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

令和6年12月16日付神行総第1175号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「児童館が実施した保護者説明会の議事録等」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

処分庁は、本件請求1について説明会資料を特定したうえで、公開、非公開の判断をするべきである。本件請求2について、公文書を保有していないことにより非公開とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「令和5年度に〇〇児童館が実施した保護者説明会の議事録（以下「本件請求1」という。）」及び「〇〇児童館の職員がこども青少年課に〇〇の対応について問い合わせをした記録、〇〇こども園の職員がこども家庭局に〇〇の対応について問い合わせをした記録（以下「本件請求2」という。）」、の公開請求を行った。

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求1に対して「保護者説明会への立ち合いは行っておらず、請求内容に該当する公文書を作成していない」として、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件処分1」という。）を、本件請求2に対して「問い合わせの記録はなく、請求内容に該当する公文書を作成していない」として、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件処分2」という。）をそれぞれ行った。

(3) これに対し請求人は、公文書を特定し、公開すべきであるとして審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、令和6年8月30日受付の審査請求書、令和6年11月1日受付の反論書、令和7年3月18日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件処分2については、再度調査を求める。本件処分1については、神戸市こども家庭局こども青少年課が保護者会に当日参加していなくても、開催の連絡が入ったならば、報告書の提出を求める必要がある。また、何も情報を保有していないのは不自然である。

(2) 本件処分1について、何故保護者説明会を開かないといけない程の事が起こってしまったのか、法人のあり方をしっかり検証する必要がある。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、令和6年9月25日受付の弁明書、令和7年2月21日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 審査請求の理由全文については、本件処分1及び本件処分2の焦点からは外れるが、本件処分1に係る請求文書の対象事案について、児童福祉法第34条の8の2第1項及び同法第34条の8の3第1項では、「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」「市町村長は、前条第1項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と規定されている。この場合、水準維持のために対応が必要な事案があった場合について、その関係書類の一斉の提出を求めることを必須とするものではなく、本件処分1に係る文書が存在しないことの瑕疵はない。同法第46条についても同様である。また、本件処分2については、対象となる公文書の記録はない。
- (2) 本市の公文書管理規程において、照会及び回答については3年間、重要な照会及び回答については、5年間保管する必要がある。本件請求2について、過去5年間に遡って文書があるか検索したが、記録はなかった。
- (3) 本件請求1に係る保護者説明会については、事前に法人が作成した資料(以下「説明会資料」という。)を取得しており、保護者説明会の中身について把握していたため、出席していない。また、保護者説明会の後に、〇〇からの電話により、当日の内容について説明を受けたが、特に記録もしていない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件の争点は、本件請求1及び本件請求2に該当する公文書の存否である。
以下、検討する。

(2) 本件処分における文書特定の妥当性

ア 本件請求1について

処分庁によれば、保護者説明会には、事前に説明会資料を取得しており、保護者説明会の内容について把握していたため出席していない。また、〇〇児童館から保護者説明会後電話にて、当日の内容についての説明があったが、保護者説明会の議事録は取得しておらず、電話での説明内容も記録していないとのことであった。

これに対し、請求人は、神戸市こども家庭局こども青少年課が保護者説明会に当日参加していなくても、開催の連絡が入ったならば、報告書の提出を求める必要がある。また、何も情報を保有していないのは不自然である、と主張している。

審査会は、事情聴取において処分庁が保有していることを明らかにした、説明会資料について、処分庁に提出を求めたうえで見分を行った。説明会資料には、保護者説明会を開催するに至った経緯、事案への対応、今後の対応方針等が記載されており、保護者説明会当日のやりとりや決定事項は記載されていないが、当日の説明

内容等を知ることができるものとなっている。

処分庁は、請求人が公開請求書に記載した文書の名称を字義通りに解釈して本件処分1を行ったものであるが、一般に公開請求を行う者が「公開を請求する公文書の内容」欄に文書の正確な名称を記載することは困難である。従って、「市民の知る権利を尊重し、市の保有する情報の一層の公開を行い、及び市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」という条例の趣旨からすると、公文書公開請求書に記載された文書の名称に関わらず、その請求の趣旨を実質的に捉えて文書の特定をすべきである。本件においては、処分庁は、請求人から本件請求1の真意を確認したうえで、公開請求の趣旨を十分に踏まえて、保護者説明会の内容が分かるものに関する公文書の請求として、広く捉えて対応すべきであった。

また、仮に処分庁が議事録を作成又は取得し保管していれば、市の通常の文書管理方法からすれば、説明会資料は、その議事録の添付文書として取り扱われることが十分に考えられるものである。

以上のことから、処分庁は本件請求1に係る文書として説明会資料を特定した上で、改めて公開または非公開の判断をすべきである。

イ 本件請求2について

処分庁によれば、「〇〇児童館の職員がこども青少年課に〇〇の対応について問い合わせをした記録」、「〇〇こども園の職員がこども家庭局に〇〇の対応について問い合わせをした記録」については、問い合わせの記録がなく、請求内容に該当する公文書を作成していないとのことであった。

また、市の公文書管理規程によると、照会及び回答については3年間、重要な照会及び回答については5年間保管する必要があることから、過去5年間に遡って文書があるか検索したが、記録はなかったとのことであった。

以上のことから、審査会としては、本件請求2に該当する公文書を保有していないとの処分庁の主張は不合理とはいえず、また、請求人が請求している趣旨の公文書の存在を窺わせる事実を確認することはできなかつたため、処分庁が本件処分2を行ったことは妥当である。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
令和6年8月30日	—	* 請求人から審査請求書を受理
令和6年9月25日	—	* 処分庁から弁明書を受理
令和6年11月1日	—	* 請求人から反論書を受理
令和6年12月16日	—	* 諮問書を受理
令和7年2月21日	第375回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
令和7年3月18日	第376回審査会	* 請求人から意見陳述 * 審議
令和7年4月15日	第377回審査会	* 審議